

## 令和8年4月 四万十市農業委員会 議事録

- 1 日 時 令和8年4月8日(水) 午後2時30分～午後3時30分  
 2 場 所 四万十市役所 6階 議員協議会室  
 3 出席委員

(1) 農業委員 17名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	篠田 新生	7	安藤 久徳	13	池田 三郎
2	山崎 秀和	8	徳留 佳代	16	土居 忠栄
3	山本 美加	9	坂本 一	17	清水 優志
4	桑原 宏文	10	谷崎 容子	18	岡崎 誠
5	井上 靖好	11	遠地 美千代	19	植 俊彦
6	加用 雅啓	12	山本 官		

(2) 農地利用最適化推進委員 5名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	東 正世	4	岡本 尚子	8	竹村 光一
2	武井 健治	6	室津 平		

4 欠席委員

(1) 農業委員 2名

番号	氏名	番号	氏名
14	芝 順子	15	伊勢脇 精藏

(2) 農地利用最適化推進委員 3名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
3	宮崎 幸一	5	宮地 秀之	7	宮地 浩

5 事務局職員出席者

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	吉田 貴浩	係長 (西土佐地域担当)	島 輝充
事務局長補佐	井口 敦	主幹	山岡 早輝
事務局長補佐 (西土佐地域担当)	田中 邦典	主幹 (西土佐地域担当)	谷口 忠行
係長	広井 健太		

6 議 案

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について (9件)  
 第2号議案 非農地証明書の交付について (2件)  
 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について (1件)  
 報告事項  
 その他

発言者	発言内容
議長（清水会長）	<p>只今から令和8年4月「四万十市農業委員会総会」を開会いたします。</p> <p>まず事務局より諸般の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは諸般の報告をさせていただきます。</p> <p>欠席の届出がございます。議席番号14番 芝 順子 委員、議席番号15番 伊勢脇 精藏 委員の2名であります。従いまして、本日の出席委員数は、19名中17名の出席となり、「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」により、在任委員の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。</p> <p>なお、推進委員は、宮崎 幸一 委員、宮地 秀之 委員、宮地 浩 委員より欠席の届出がありました。</p> <p>以上で諸般の報告を終わります。</p>
議長（清水会長）	<p>続きまして、会議規則の規定に基づき、議事録署名委員は、議席番号5番 井上 靖好 委員、議席番号6番 加用 雅啓 委員をお願いします。</p>
議長（清水会長）	<p>それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第1号議案 農地法第3条の規定による申請について説明いたします。議案書は2ページになります。</p> <p>番号1。土地の表示は、下田字錦藪 以下議案書記載のとおりです。申請理由は贈与で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴25年の59歳の方で、農作業への従事日数は年間250日となっております。労働力は、譲受人と農作業歴40年の譲受人の父母の3人となっております。耕運機1台を所有しております。申請地は住所地から徒歩で約5分の距離となっております。現在、申請地は面積の半分玉ねぎを植えており、もう半分は草が生えていますが、取得後は畑を刈り譲受人と譲受人の父母がホーレン草や玉ねぎ等の野菜を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われま</p> <p>す。</p> <p>続きまして番号2。土地の表示は、竹島字箱根山 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴2年の37歳の方で、農作業への従事日数は年間200日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具はトラクター1台、草刈り機1台を所有しております。申請地は居住地から車で約5分の距離となっております。現在、申請地は耕作する準備を整えており、一部に果樹（ミカン）を栽培されています。取得後は引き続き譲受人</p>

が果樹（レモン等）を増やし栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われま

す。続きまして番号3。土地の表示は、具同字西ノ丁 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴62年の82歳の方で、農作業へ労働力は、譲受人のみとなっております。農機具は、管理機1台、軽トラック1台を所有しております。申請地は居住地から2kmの距離となっております。現在、申請地は草刈りがされており、取得後は譲受人が季節野菜を栽培していくことで周辺の農地に与える影響などはないと思われま

す。続きまして番号4。土地の表示は、角崎字後田 以下議案書記載のとおりです。申請理由は贈与で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴20年の51歳の方で、農作業への従事日数は年間150日となっております。労働力は、譲受人と農作業歴20年の譲受人の父母の3人となっております。農機具は管理機1台、箱バン1台、散粉機1台を所有しております。申請地は居住地から12kmの距離となっております。現在、申請地はハウスの中はブドウ棚があり、他にミカンの木もあり、取得後はスイカ（露地）を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われま

す。続きまして番号5。議案書は3ページになります。土地の表示は、江ノ村字口花ノ木 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴25年の68歳の方で、農作業への従事日数は年間250日となっております。労働力は、譲受人と譲受人の世帯員（妻、母、子）を含む常時雇用者5名となっております。農機具はトラクター6台、コンバイン4台、田植機4台を所有しております。申請地は居住地から車で30分の距離となっております。現在、申請地は季節野菜が栽培されており、取得後も引き続き譲受人ほか5名が季節野菜（大根等）や果樹（山桃、栗）を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われま

す。続きまして番号6。土地の表示は、江ノ村字フカタ 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴25年の68歳の方で、農作業への従事日数は年間250日とな

っております。労働力は、譲受人と譲受人の世帯員（妻、母、子）を含む常時雇用者5名となっております。農機具はトラクター6台、コンバイン4台、田植機4台を所有しております。申請地は居住地から20kmの距離となっております。現在、申請地は水稻が栽培されており、取得後も引き続き譲受人ほか5名が水稻を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われま

す。続きまして番号7。土地の表示は、江ノ村字フカタ 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴25年の68歳の方で、農作業への従事日数は年間250日となっております。労働力は、譲受人と譲受人の世帯員（妻、母、子）を含む常時雇用者5名となっております。農機具はトラクター6台、コンバイン4台、田植機4台を所有しております。申請地は居住地から20kmの距離となっております。現在、申請地は水稻が栽培されており、取得後も引き続き譲受人ほか5名が水稻を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われま

す。続きまして番号8。土地の表示は、江ノ村字ゴゼンショウ 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴2年の37歳の方で、農作業への従事日数は年間100日となっております。労働力は、譲受人と譲受人の父母と祖母を含む常時雇用者5名となっております。農機具はトラクター6台、コンバイン4台、田植機4台を所有しております。申請地は居住地から20kmの距離となっております。現在、申請地は季節野菜を栽培されており、一部を農作業用の駐車場として利用しております。取得後も引き続き畑として譲受人ほか5名が大根、ナス、ネギの季節野菜を栽培していく予定であり、駐車場部分は顛末書付きの形状変更届を提出予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われま

す。続きまして番号9。土地の表示は、荒川字丁ダ 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は隣地で耕作している農作業歴40年の79歳の方で、農作業への従事日数は年間200日となっております。労働力は、譲受人と農作業歴20年の譲受人の妻の2人となっております。農機具は管理機1台、軽トラック1台を所有しております。申請地は居住地から車で約1分の距離となっております。現在、申

	<p>請地は草が生えている状況ですが、取得後は畑として譲受人と譲受人の妻が季節野菜を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われま</p>
<p>議長（清水会長）</p>	<p>ただいま事務局の説明が終わりました。      続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。      「井上委員」1番と2番についてお願いします。</p>
<p>●5番 井上委員      （下田地区担当）</p>	<p>1番について3月30日に譲渡人の父と母に電話にて現地でお会いすることを約束し、現地でいろいろとお話を伺いました。今回の贈与を受ける方は息子さんの名前になっておりますけれど、実際当面は、お父さん、お母さんが草刈りをやりながら、季節野菜を作っていくとお聞きしております。果樹などが以前は植えられていたようで、それは伐採されていますが、根っこなどが残っていますので、中々規模の小さい畑ですので、大々的に大きな機械を入れてとかいうよりは、くわとか管理機を使用しながら、こまめに管理していくということをお聞きしております。周辺に対する影響もないと考えられますので、適当であると判断しております。</p> <p>次に2番ですけれども3月30日に電話をして、どういう状態なのかということをお聞きしました。先ほど事務局の方からもありましたけれども、現地に4月7日について見てきましたが、以前に植えてたみかんの木が1列、なかなかいい状態で残っていて、これはそのまま管理をしていくと、それ以外のところを整地して、今回レモンや柚子を定植する予定であるということをお聞きしました。この方は以前にその近隣の1区画も取得してまして、みかんを植えてましたけれども、今回その間が荒れた土地になっておりましたもんで、そこも購入して一緒に作るような予定はありませんかというお話をさせてもらったところ、そのつもりがあるということ。またその間にその代理人がおりますがその方が知り合いらしくて、色々交渉していただいて、また近いうちにそれも上がってくるのかなと思っておりますけれども、そうすると1面ずっとそれで作っていくとなると管理もしやすいのではないかなと思っております。で、周辺に対する影響もないような状況ですので、これも適当であると考えております。以上です。</p>
<p>議長（清水会長）</p>	<p>宮崎推進委員は本日欠席ですが、1番と2番について適当である旨の意見をいただいております。      続きまして、「徳留委員」3番についてお願いします。</p>

<p>● 8番 徳留委員 (具同地区担当)</p>	<p>3番についてですが、3月26日に申請地の状況確認を行いました。申請地の現況は田となっています。申請地の西側は井ノ上川が通っていて、井ノ上川沿いに農道があるというようようなところですが、また周辺は宅地もありますけれども、いろいろな作物が耕作されていて、農地が広がっています。この申請地をしばらく耕作されていなかったようで、草で覆われていましたけれども、大きな背丈の草は刈って、整地をしていました。その後、代理人へ電話での聞き取り調査を行いました。譲受人は親族が経営する農園で62年農業に携わっているとのこと。本人が所有する畑というのは無いとのこと、今回初めて農地を所有することでした。今回取得しようとする農地では季節野菜を届けていく予定とのことでした。周辺農地に対する影響はないと思われ、高齢の方ですが、耕作意欲があるとのこと、農作業に常時従事すると認められます。以上のことから、農地法第3条の許可については適当であると考えます。以上です。</p>
<p>議長 (清水会長)</p>	<p>宮地秀之推進委員は本日欠席ですが、3番について適当である旨の意見をいただいております。 続きまして、「岡崎委員」4番についてお願いします。</p>
<p>● 18番 岡崎委員 (中村地区担当)</p>	<p>中村地区担当の岡崎です。譲受人との面談ですが、3月28日の土曜日に10時半頃から15分間ぐらい自宅の方で面談しました。両親が近くに居住しており、ぶどう畑とスイカ畑を手伝っている状況とのこと。現地のハウスは以前から作っていましたが、相続時、無き夫の弟が相続していたが、今回弟から贈与を受けたのです。11時15分から15分間ぐらいの間、現地を確認しました。現地はハウスで、ハウスの中、葡萄が生りみかんの木が1本ありました。ハウスの後ろは少し草が生えておりましたが、スイカを作ると言っていました。近くにはハウスが数件立っており、他の畑に及ぼす影響はないと考えます。3条の許可が適当であると考えています。以上です。</p>
<p>議長 (清水会長)</p>	<p>宮地秀之推進委員は本日欠席ですが、4番について適当である旨の意見をいただいております。 続きまして、「山本美加委員」5番から9番についてお願いします。</p>
<p>● 3番 山本美加委員 (中筋・東中筋地区担当)</p>	<p>議席番号3番の山本美加です。5番と6番と7番は譲受人が同じ方で、内容が似通っていますので、一緒にご説明させていただきます。3月29日譲受人への電話で聞き取り、1日には推進委員の岡本さんと一緒に、譲受人立会い</p>

のもと、申請地の状況確認、聞き取りを行いました。申請地の現況は番号5については畑、番号6と7については田となっております。譲受人は主に水稻24ヘクタールを耕作しており、その他にも季節野菜やヤマモモ、栗なども栽培している方です。今回取得しようとする農地は譲受人が10年前から耕作をしている圃場であり、周辺の田も譲受人が耕作していますので、周辺の農地に影響はありません。また譲受人が現在所有している農地についても効率的に耕作しており、農作業に常時従事すると認められます。以上のことから、農地法第3条については適当であると考えます。

続きまして番号8についてご説明いたします。3月29日譲受人へ電話での聞き取り、また4月1日には推進委員の岡本さんと一緒に譲受人立会いのもと、申請地の状況確認および聞き取りを行いました。申請地の現況は畑となっております。譲受人はお菓子づくりなどもされている方で、今回申請のあった農地は譲受人の経営する事業所、敷地に隣接しており、周辺に支障を及ぼすことはありません。ただ、申請地の一部は砂利が敷き詰められ、農地ではなく駐車場として使用したいということだったので、非農地証明の手続きをしてもらうことにしました。また、譲受人が所有している農地についても効率的に耕作しており、農作業にも従事するためとみられます。以上のことから農地法第3条については適当であると考えます。

続きまして、番号9についてご説明いたします。3月29日譲受人に電話での聞き取り、4月1日には譲受人立ち会いのもと、推進委員の岡本さんと申請地の状況確認を行いました。申請地の状況は田となっております。譲受人は隣接農地を所有しており、耕作に当たっては弟に協力してもらい、季節野菜の栽培を行っております。隣接する申請地が耕作放棄地状態となっており、雑草や害虫の発生、種子の飛散など、営農活動に著しい支障をきたしていたそうです。そんなおり、申請地の相続財産清算により譲受の打診を受けたそうです。取得後弟の協力も得ては開墾作業を行って、帰農地として復旧させることで周辺の環境悪化を防ぐことができ、さらに復旧後は隣接する自己所有の農地と一体化して作付け面積を拡大し、より効率的で安定した季節野菜の生産を行いたいと考え、土地の購入を希望するものです。また水利調整、共同防除など周囲への耕

	作等の支障は出ません。以上のことから農地法第3条の許可については適当であると考えます。以上です。
議長（清水会長）	岡本推進委員から、意見などはございませんか？
◇岡本委員 （中筋・東中筋地区担当）	5～9番まで一緒に発表します。5番から8番までは江ノ村で譲受人をお呼びして、山本委員が説明してくださいましたので、第3条の方はいいと思います。 9番の方は、譲受人にお会いして、現地行きましたが、雑草が生えて境が分かりにくかったんですが譲受人がこれからはちゃんと草も処理して、耕作していきたいということでしたので、弟さんの協力も得てやるということでしたので、よろしいと思います。以上です。
議長（清水会長）	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
●3番 山本美加委員 （中筋・東中筋地区担当）	議席番号3番山本美加です。番号1についてですけど、譲渡人と譲受人との関係はどういう関係でしょうか。申請理由が贈与となっているんですが。
●5番 井上委員 （下田地区担当）	お答えします。譲渡人の方から見ておばさんになる方の土地を、譲渡人が相続をされてるということです。譲渡人は全然管理もしてないということで、近くには家がたくさんあり、迷惑をかけるということで、譲受人の方が以前から管理を頼まれてやっていたという事です。
議長（清水会長）	他にご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長（清水会長）	ご意見・ご質問が無いようですので、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、採決をいたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》
議長（清水会長）	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、原案のとおり許可することといたします。
議長（清水会長）	続きまして、第2号議案 非農地証明書の交付について、議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	第2号議案 非農地証明書の交付について説明します。議案書は4ページになります。 番号1。土地の表示は渡川二丁目、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議

	<p>案書記載のとおりです。3月26日に地区担当の徳留委員の立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は既に農地でない状態となっております。あわせて、事務局でも確認したところ、平成17年時点の航空写真では既に農地ではない状態となっております。課税状況についても、雑種地での課税となっております。以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われま</p> <p>続きまして番号2。土地の表示は赤松町、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。3月26日に地区担当の徳留委員及び申請代理人の立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は車庫が建っており農地でない状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成17年時点の航空写真でも既に車庫が建っており、農地ではない状態となっております。以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われま</p> <p>続きまして番号2。土地の表示は赤松町、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。3月26日に地区担当の徳留委員及び申請代理人の立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は車庫が建っており農地でない状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成17年時点の航空写真でも既に車庫が建っており、農地ではない状態となっております。以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われま</p> <p>続きまして番号2。土地の表示は赤松町、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。3月26日に地区担当の徳留委員及び申請代理人の立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は車庫が建っており農地でない状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成17年時点の航空写真でも既に車庫が建っており、農地ではない状態となっております。以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われま</p>
議長（清水会長）	<p>ただいま事務局の説明が終わりました。</p> <p>続きまして、関係委員のご意見をお願いします。</p> <p>「徳留委員」1番と2番についてお願いします。</p>
●8番 徳留委員 (具同地区担当)	<p>番号1についてですが、事務局が説明してくれた通りなんですけれども、当該地は20年以上前に埋め立てたよう</p> <p>ですが、更地としたままで現在に至っているとのことです。道路より1段高くなっており、長年雑種地として固定資産税を支払っているとのことでした。人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はありません。以上のことから非農地正面については適当であると考えます。</p> <p>続けて番号2についてですが、当該地は平成7年に申請地に車庫を立てて駐車場として使用し始め現在に至っています。人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はありません。以上のことから非農地証明については適当であると考えます。以上です。</p>
議長（清水会長）	<p>宮地秀之推進委員は本日欠席ですが、1番と2番については適当である旨の意見を頂いております。</p>

議長（清水会長）	<p>以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。</p> <p>ご意見、ご質問はございませんか。</p>
各委員	異議なし
議長（清水会長）	<p>ご意見・ご質問が無いようですので、第2号議案 非農地証明書の交付について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。</p>
農業委員	《全員挙手》
議長（清水会長）	<p>ありがとうございました。全員の賛成によりまして、非農地証明書の交付について、原案のとおり交付することといたします。</p>
議長（清水会長）	<p>続きまして、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について説明いたします。議案書は5ページになります。</p> <p>番号1。土地の表示は、不破字島島 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。3月26日、地区担当の岡崎委員及び申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。この度、工事のための現場事務所及び車両置場にするものです。場所については、マルナカ四万十店より北東約100メートルに位置する農地で、南側は市道、東側、西側および北側は農地となっておりますが、所有者からの同意書の提出があります。排水計画について、雨水は浸透式となります。生活排水については、発生しません。申請地は、都市計画法による用途地域に指定されている準工業地域内の農地であるため、第3種農地となり転用が許可できる土地と判断されます。以上です。</p>
議長（清水会長）	<p>ただいま事務局の説明が終わりました。</p> <p>続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。</p> <p>「岡崎委員」1番についてお願いします。</p>
●18番 岡崎委員 (中村地区担当)	<p>中村地区担当の岡崎です。3月26日9時から15分の間、会長、事務局、申請代理人とともに現地を確認しました。先ほど事務局の説明がありましたが、その通りです。現地は四万十川西側の一画であり、申請地の地目は田んぼとなっている。現況は草が生い茂り、一部残土が入ってる。申請地に資材置場、プレハブ体作業所待機所、そして、駐車場を作</p>

	<p>るといような話をしています。以上で転用については適当であると考えております。</p>
議長（清水会長）	<p>宮地秀之推進委員は本日欠席ですが、1番について適当である旨の意見をいただいております。</p>
議長（清水会長）	<p>以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員のご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。</p>
各委員	<p>異議なし</p>
議長（清水会長）	<p>ご意見、ご質問がないようですので、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
農業委員	<p>《全員挙手》</p>
議長（清水会長）	<p>ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第5条の規定による許可申請進達につきまして、原案のとおり許可進達することといたします。</p>
議長（清水会長）	<p>続きまして、報告事項がございますので事務局よりお願いいたします。</p>
事務局	<p>農地形状変更届出書の提出が3件ありましたので、書類審査及び現地調査の結果を報告いたします。</p> <p>お手元に配布しております別紙の「報告事項 農地形状変更届出について」をご覧ください。</p> <p>形状変更につきましては、本市の農地形状変更指導要領第5条第2項により、届出書の提出があった場合、農業委員会総会で報告することとされておりますので、本日報告するものです。</p> <p>番号1。土地の表示は国見字北ナンコウ、以下届出人、届出事由等は報告事項記載のとおりです。3月26日に会長、4月1日に地区担当の山本美加委員、岡本推進委員と現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。変更を行う理由としましては、大雨の際に内水で耕作地が浸かるため、土地の埋め立てを行うものです。形状変更後はみかんを栽培していくこととしており、耕作の用に供することを確認しております。以上のことから、農地形状変更指導要領第3条の各号の基準に全て適合すると判断し、届出者に対し令和8年3月31日付で形状変更同意通知書を交付しましたので、ご報告いたします。なお、工事完了後は農地形状変更指導要領第7条第2項の規定により、再度現地確認をすることとしております。</p>

続きますして番号2。土地の表示は上ノ土居字岡ノ上、以下届出人、届出事由等は報告事項記載のとおりです。3月26日に会長、4月1日に地区担当の山本美加委員と現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地を確認したところ、ハウスやもみ置き場として利用している状況です。現在の大型農機具を保管している倉庫は自宅と隣接しているため、安全性を考慮し少し離れたところに新たに建築するものです。なお、隣接する土地については、届出人所有の土地となっております。形状変更後はこれまでどおり耕作の用に供することを確認しております。以上のことから、農地形状変更指導要領第3条の各号の基準に全て適合すると判断し、届出者に対し令和8年4月3日付で形状変更同意通知書を交付しましたので、ご報告いたします。なお、工事完了後は農地形状変更指導要領第7条第2項の規定により、再度現地確認をすることとしております。

続きますして番号3。土地の表示は若藤字立野、以下届出人、届出事由等は報告事項記載のとおりです。

1月27日に会長と地区担当の山本官委員と武井推進委員及び申請代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。変更を行う理由としましては、周辺の農地の耕作者のため、一部土地を埋め立て農作業用の駐車場にするものです。形状変更後はこれまでどおり季節野菜を耕作していくこととしており、耕作の用に供することを確認しております。以上のことから、農地形状変更指導要領第3条の各号の基準に全て適合すると判断し、届出者に対し令和8年3月31日付で形状変更同意通知書を交付しましたので、ご報告いたします。なお、工事完了後は農地形状変更指導要領第7条第2項の規定により、再度現地確認をすることとしております。以上です。

続きますして、3月総会で市長より諮問のありました、4号議案 農業振興地域整備計画の変更案について、取り消した案件がありましたので報告いたします。

お手元に配布しております別紙の「報告事項 3月総会第4号議案の取り下げ案件について」をご覧ください。番号3と番号4になります。この案件は、令和8年3月6日の総会で適当と認め答申しておりましたが、農振農用地域外であったため、申請者より取消しがあったものです。ま

	た、道路建設のための除外予定であったため、5条転用申請が提出される予定です。以上です。
議長（清水会長）	以上で事務局からの説明が終わりました。
議長（清水会長）	最後に委員の皆さまから何かございませんか。 ないようでございますので、以上で本定例会に付議されました議案は、すべて終了いたしました。 これにて閉会といたします。

四万十市農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

令和8年4月8日

議長 清水優志

署名委員 加田雅啓

署名委員 井上靖好